

モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務仕様書

1 概要	3
(1) 件名	3
(2) 背景・目的	3
(3) 業務概要	3
(4) 契約金額の上限（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）	3
(5) 履行場所	4
(6) 契約期間	4
(7) 提出書類等	4
(8) スケジュール	4
2 業務内容	4
(1) モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービスの提供	5
(2) Jamf Pro 等の設定作業	6
(3) モバイル Wi-Fi 端末の設定作業	6
3 制限事項	7
(1) 実施体制	7
(2) 実施方法	7
(3) その他	8
(4) 特記事項	8
4 用語の説明	8

1 概要

(1) 件名

モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務仕様書

(2) 背景・目的

自宅にインターネット通信環境がない児童生徒に対して、ICT の活用により家庭で学習を継続できる環境の整備が必要であるとともに、無線 LAN 環境が整備されていない校外での学習用端末の活用など、学習スタイルの多様化にも対応が必要である。

そこで、児童生徒の学びの保障及び教育の機会均等並びに学習スタイルの多様化の観点から、京都市が保有している学習者用端末がインターネット通信を行うためのモバイル Wi-Fi 端末を調達する。

(3) 業務概要

Wi-Fi 環境等のインターネット通信環境の整えられない家庭に対し、通信回線及び端末を提供するために必要な以下の業務。

ア モバイル Wi-Fi 端末及びデータ通信回線サービスの提供

契約期間内においてモバイル Wi-Fi 端末及びセルラー回線(LTE/4G)による通信サービスを提供する業務。

イ Jamf Pro 等の設定作業

学習者用端末のデバイス管理基盤である Jamf Pro を用いて、モバイル Wi-Fi 端末との接続に必要なプロファイルを作成し、学習者用端末に対して、プロファイルの配布を行う業務。

ウ モバイル Wi-Fi 端末の設定作業

モバイル Wi-Fi 端末に対して、Wi-Fi の接続情報やセキュリティ対策など京都市が指定する内容を設定する業務。

(4) 契約金額の上限（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

295,492,690円。ただし、各年度の年割額は下表のとおり（令和7年度の年割額には初期費用を含む。）。

令和7年度	40,224,690円
令和8年度	58,908,000円
令和9年度	58,908,000円
令和10年度	58,908,000円
令和11年度	58,908,000円
令和12年度	19,636,000円

(5) 履行場所

Jamf Pro 等の設定作業及びモバイル Wi-Fi 端末の設定作業は、京都市の承諾のもと受託候補者の希望する場所で実施して良い。

(6) 契約期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日まで。ただし、データ通信回線サービスの提供開始に必要な準備は、契約期間の始期に間に合うようにすること。

(7) 提出書類等

ア 納品物

納品物は以下を想定している。内容等について京都市と事前に協議し、協議内容が反映されていることの確認を受けること。

No	納品物	内容
1	契約回線管理情報	本業務で利用するデータ通信回線サービスの運用に必要な契約回線管理。少なくとも以下の情報を Microsoft Excel 形式で作成すること。 ・モバイル Wi-Fi 端末管理番号、機種名、契約回線 ID、回線契約内容、初回端末配備先学校名等を紐づけた情報。
2	Jamf Pro の運用手順書	運用開始後の学習者用端末へのプロファイルの配布を京都市で行うための手順を手順書としてまとめたもの。 本業務で設計したプロファイル設計情報を含めること。

イ 納入方法

ドキュメント等の納品物については日本語で作成し、各 1 部をデータで納品すること。納品方法は、京都市と協議のうえ決定する。

なお、電子データは、Microsoft Office 365 で編集できる形式とすること。それ以外の形式を使用する際には京都市に相談すること。

(8) スケジュール

ア 令和 7 年 8 月 1 日までに通信回線サービスの提供を開始するとともに、モバイル Wi-Fi 端末の設定作業を完了し、児童生徒が家庭で ICT 環境を利用可能な状態にすること。

イ 令和 7 年 8 月下旬を目途に納品物を全て納品すること。詳細は契約締結後に京都市との協議による。

2 業務内容

以下に記載している内容について実施すること。また、「別紙3 モバイルWi-Fi 端末及びデータ通信回線サービス提供業務提案書項目及び配点一覧」に基づき受託候補者が提案した内容についても実施すること。ただし、以下に記載している内容によらず、受託候補者が創意工夫を活かし、より質の高い成果が得られる提案である場合は相応の評価を行う。

(1) モバイルWi-Fi 端末及びデータ通信回線サービスの提供

モバイルWi-Fi 端末及びモバイルWi-Fi 端末で利用可能な、以下の要件を満たすデータ通信回線サービスを提供すること。

ア 日本国内において、毎月定額で利用できることが望ましい。ただし、ユニバーサルサービス料の変更に伴う金額変動は可とする。

イ 提案する通信回線サービスについては、無線局を自ら開設、運用している業者のサービスであること。

ウ モバイルWi-Fi 端末を10,000台提供し、提供するモバイルWi-Fi 端末に対して、セルラー回線(LTE/4G)による通信サービスを安定的に提供すること。

エ モバイルWi-Fi 端末を利用した家庭学習に十分なデータ通信量(少なくとも1ヶ月当たり3GB以上)を十分な通信速度(2Mbps(ベストエフォート)以上。)で確保すること。

オ モバイルWi-Fi 端末ごとのデータ通信量を計測し、一定のデータ通信量を超える場合は通知する等、毎月の利用状況を京都市が把握できるようにすること。

カ 1ヶ月当たりのデータ通信量が超過した場合であっても、低速措置などで通信を確保することが望ましい。

キ データ通信回線のトラブル、契約回線の追加及び廃止等の連絡受付窓口を用意すること。

ク モバイルWi-Fi 端末のバッテリーの変形や劣化への対策として、家庭で利用する際はバッテリーレスで利用できることが望ましい。

ケ 長期末使用でのバッテリー劣化、完全放電への対策としてバッテリーを外して保管できることが望ましい。

コ 長期末使用によるバッテリー完全放電になった場合でも、復旧できる手順を案内すること。

サ モバイルWi-Fi 端末が故障した場合の受付窓口を設置し、京都市側に明らかな過失がある場合を除き、受付後、速やかに代替品を送付できることが望ましい。発送に必要な費用は受託候補者で負担すること。通常使用下においても発生しうる、機器の破損やバッテリーの変形、劣化なども故障に含めることが望ましい。

シ 故障低減に為にモバイルWi-Fi 端末の保護ケースを用意すること。モバイルWi-Fi 端末と充電器を分けて保管できることが望ましい。

ス モバイル Wi-Fi 端末の動作、学習者用端末とモバイル Wi-Fi 端末間の接続異常等の問合せに対応し、問題解決を図ることが望ましい。

セ 京都市から、通信速度や電波状況などデータ通信回線に関する品質情報の提供依頼があった場合は速やかに提供できることが望ましい。

ソ モバイル Wi-Fi 端末毎の利用状況をモニタし、不適切な利用に対して、指導などの対策ができるよう利用状況などの情報を提供できることが望ましい。

タ 私物端末等許可されていない端末での Wi-Fi 接続や私物スマホ等への不正な SIM の差し換え等、不正な利用を監視できることが望ましい。

チ モバイル Wi-Fi 端末の充電に必要な充電アダプタ及びケーブルを合わせて提供すること。本体と付属品を保管し持運びできる専用ケースを付属することが望ましい。

ツ モバイル Wi-Fi 端末は、充電時間は 4 時間以内で、かつ契約期間において連続して 8 時間以上使用できることが望ましい。

テ 回線事業者はエリアに不具合等がある場合は必要な改善の措置に努めること。また、災害対策として、平時から万全な備えを実施し、災害発生時にも対応できる準備があることが望ましい。この観点から、回線事業者は MNO (Mobile Network Operator) であることが望ましい。

(2) Jamf Pro 等の設定作業

Jamf Pro を用いて、学習者用端末に対してモバイル Wi-Fi 端末との接続に必要な各種設定を実施すること。

ア モバイル Wi-Fi 端末との接続に必要な設定情報をプロファイルとして作成し、作成したプロファイルを京都市が指定する学習者用端末に配布すること。SSID、Password、セキュリティ方式は全てのモバイル Wi-Fi 端末で共通とする。必要な情報は別途指定する。

イ 設定したモバイル Wi-Fi 端末の SSID や Password が学習者用端末を操作することで容易に読み取れないよう対策を施すこと。漏洩した場合でも切換えの方法を確立し、手順書として作成すること。

ウ 学習者用端末を用いて動作確認を行い、プロファイルや設定手順の正常性を確認すること。

エ 運用開始後に学習者用端末へのプロファイル配布、変更、削除などの業務を京都市が行えるよう、運用手順書を作成し、運用手順書に基づいた運用引継を行うこと。

(3) モバイル Wi-Fi 端末の設定作業

モバイル Wi-Fi 端末 10,000 台に対して以下の設定作業を実施すること。

- ア モバイル Wi-Fi 端末に対して SIM カードを装着すること。SIM カードの抜き取り予防の対策を施し、万一、SIM カードを抜き取られた場合においても、私物スマホ等の利用を許可していない不正な端末で利用できないよう対策を施すことが望ましい。
- イ 京都市が別途指示する内容のシールを作成し、指定した箇所に貼付すること。
- ウ モバイル Wi-Fi 端末に対して、学習者用端末の接続に必要な情報を設定すること。モバイル Wi-Fi 端末の画面操作などにより、設定した情報を読み取られないよう対策を施し、万一、読み取られた場合においても、私物スマホ等の利用を許可していない不正な端末を接続できないよう対策を施すことが望ましい。SSID、Password、セキュリティ方式は全てのモバイル Wi-Fi 端末で共通とする。必要な情報は別途指定する。SSID はステルスとする。
- エ 端末を初期化をすることで不正に利用できることのないよう対策を施すことが望ましい。
- オ 設定したモバイル Wi-Fi 端末全台の動作確認を行うこと。動作確認については少なくとも以下を必須とする。
- (ア) 京都市から貸与する学習者用端末からセルラー回線によるデータ通信が利用できること
 - (イ) パスワードロックなど、セキュリティ対策の設定が正しくされていること
- カ 動作確認できた端末を、京都市立学校 x x x 校(詳細は「【別添 1】：対象拠点一覧」のとおり。)に納入すること。
- キ 納入は京都市立会のものと、校内の指定した場所に箱に入れた状態ですること。

3 制限事項

(1) 実施体制

本業務の遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。特にデータ通信回線サービスの提供と Jamf Pro 等の設定作業及びモバイル Wi-Fi 端末の設定作業の事業者が異なる場合は、役割分担を明確にしたうえで、問題発生時に速やかに対応できる体制を敷くこと。また、Jamf Pro 等の設定作業及びモバイル Wi-Fi 端末の設定作業をする業者は ISO/IEC27001 認証を取得していること。

(2) 実施方法

ア 議事録

京都市との協議を行う際には、あらかじめ協議事項を設定すること。終了後には、議事録を速やかに作成提出し、内容に疑義がある場合は補正すること。

イ Jamf Pro 及びモバイル Wi-Fi 端末設定

Jamf Pro 及びモバイル Wi-Fi 端末の設定内容については、京都市と協議のうえ決定すること。また、これら設定のために別途ソフトウェアライセンスが必要な場合は受託候補者がその費用を負担すること。

(3) その他

ア Jamf Pro 等の設定作業及びモバイル Wi-Fi 端末の設定作業は、モバイル Wi-Fi 端末の対象拠点への納入が完了した時点で業務完了とし、京都市は初期費用を支払う。

イ データ通信回線サービスの提供は契約期間満了時に業務完了とする。また、データ通信回線サービスの利用料は月払とし、請求に基づき、毎月 1 日以降に前月分を支払う。

ウ 本業務を履行するに当たり、本仕様書に記載されていない事項、又は作業のうゑで疑義が生じた場合は、京都市と協議を行うこと。

エ 本仕様書によるほか、「【別添 2】電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に従い本業務を遂行すること。

オ 本仕様書に定める内容と共通仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、本仕様書に定める内容を優先するものとする。

(4) 特記事項

ア 著作権その他の権利の帰属

本業務に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した納品物（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権その他権利については、京都市に帰属させること。

イ 第三者が権利を有する権利の利用

本業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託候補者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。

ウ 京都市に帰属しない著作物

本業務の範囲内で、京都市に帰属しない著作物がある場合、受託候補者は、京都市に当該著作物の関連文書を納品物として納入するものとし、この関連文書についても上記ア及びイに準じて取扱うこと。

4 用語の説明

用語	説明
GIGA スクール構想	文部科学省の提唱する、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、

	全国の学校現場で持続的に実現させる構想。
学習者用端末	GIGA スクール構想として、小・中学校（小中学校の前期・後期教育課程及び総合支援学校の小学部・中学部含む。）の児童生徒用として、1人1台に向けて整備するタブレット型コンピュータ。 京都市では、令和7年度に iPad 約 100,000 台を順次導入予定である。
モバイル Wi-Fi 端末	学習者用端末に対して、Wi-Fi 無線アクセスポイントとして動作し、セルラー回線を使用して、インターネット接続環境を提供する可搬型の端末。

モバイルWi-Fi端末及びデータ通信回線サービス提供業務対象拠点一覧

No.	学校名	住 所
1	元町小学校	北区小山西元町14
2	上賀茂小学校	北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町1
3	柊野小学校	北区上賀茂女夫岩町21
4	大宮小学校	北区大宮中ノ社町37
5	待鳳小学校	北区紫竹西北町1-3
6	鳳徳小学校	北区紫野上島田町30
7	紫竹小学校	北区紫竹下園生町26
8	鷹峯小学校	北区鷹峯北鷹峯町12
9	紫明小学校	北区小山東大野町55
10	紫野小学校	北区紫野下築山町21
11	衣笠小学校	北区平野宮本町19-6
12	金閣小学校	北区平野上柳町61-1
13	大將軍小学校	北区大將軍南一条48-2
14	室町小学校	上京区室町上立売上の室町頭町261
15	京極小学校	上京区寺町石薬師下る西側染殿町658
16	新町小学校	上京区中立売通室町西入三丁町457
17	西陣中央小学校	上京区大宮通今出川上る観世町135-1
18	乾隆小学校	上京区寺之内通千本東入1丁目下る姥ヶ寺之前町919-3
19	翔鷲小学校	上京区御前通今出川上る鳥居前町671
20	仁和小学校	上京区御前通一条下る東堅町132-1
21	正親小学校	上京区浄福寺通中立売下る菱丸町170
22	二条城北小学校	上京区浄福寺通下立売下る中務町487
23	御所東小学校	上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町290-2
24	御所南小学校	中京区柳馬場通夷川上る五丁目242
25	高倉小学校	中京区高倉通六角下る和久屋町343
26	洛中小学校	中京区壬生坊城町57-1
27	朱雀第一小学校	中京区壬生朱雀町8-2
28	朱雀第二小学校	中京区西ノ京左馬寮町3-1
29	朱雀第三小学校	中京区壬生松原町81
30	朱雀第四小学校	中京区西ノ京笠殿町164
31	朱雀第六小学校	中京区西ノ京車坂町15-5
32	朱雀第七小学校	中京区壬生東土居ノ内町20
33	朱雀第八小学校	中京区西ノ京中御門西町25
34	洛央小学校	下京区仏光寺通東洞院東入仏光寺西町345-1
35	下京涉成小学校	下京区皆山町438-1
36	下京雅小学校	下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59
37	梅小路小学校	下京区観喜寺町3
38	光徳小学校	下京区中堂寺坊城26-1
39	七条小学校	下京区西七条石井町61
40	西大路小学校	下京区七条御所ノ内西町71-1
41	七条第三小学校	下京区西七条西石ヶ坪町5
42	九条弘道小学校	南区西九条春日町13
43	九条塔南小学校	南区西九条御幸田町109
44	南大内小学校	南区八条内田町20-2
45	唐橋小学校	南区唐橋西寺町65
46	吉祥院小学校	南区吉祥院船戸町34
47	祥栄小学校	南区吉祥院蒔絵町14
48	祥豊小学校	南区吉祥院三ノ宮町23
49	上鳥羽小学校	南区上鳥羽城ヶ前町16
50	大藪小学校	南区久世大藪町62
51	久世西小学校	南区久世上久世町454
52	明德小学校	左京区岩倉忠在地町221
53	岩倉南小学校	左京区岩倉北四ノ坪町33
54	岩倉北小学校	左京区岩倉忠在地町5
55	八瀬小学校	左京区八瀬秋元町324-1
56	鞍馬小学校	左京区鞍馬本町632
57	錦林小学校	左京区岡崎入江町1-1
58	第三錦林小学校	左京区鹿ヶ谷宮ノ前町6
59	第四錦林小学校	左京区吉田上阿達15-2
60	北白川小学校	左京区北白川別当町70
61	養正小学校	左京区田中飛鳥井町1
62	養徳小学校	左京区田中上大久保町24
63	下鴨小学校	左京区下鴨宮崎町4-2
64	葵小学校	左京区下鴨東梅ノ木町8
65	修学院小学校	左京区修学院沖殿町1
66	上高野小学校	左京区上高野松田町8
67	修学院第二小学校	左京区一乗寺里ノ西町35
68	松ヶ崎小学校	左京区松ヶ崎堀町40
69	山階小学校	山科区西野大手先町21
70	西野小学校	山科区西野樫川町34

No.	学校名	住 所
71	山階南小学校	山科区東野八代10
72	安朱小学校	山科区安朱山川町17
73	鏡山小学校	山科区御陵血洗町18
74	陵ヶ岡小学校	山科区御陵岡町45
75	音羽小学校	山科区音羽森廻り町32
76	音羽川小学校	山科区音羽西林36
77	大塚小学校	山科区大塚野溝町59
78	勸修小学校	山科区勸修寺東栗栖野町42
79	小野小学校	山科区小野蚊ヶ瀬町2
80	百々小学校	山科区西野山百々町173-1
81	大宅小学校	山科区大宅五反畑町69-2
82	嵯峨小学校	右京区嵯峨釈迦堂大門町35-1
83	広沢小学校	右京区嵯峨広沢西裏町25
84	嵐山小学校	右京区嵯峨柳町35-1
85	常磐野小学校	右京区太秦京ノ道町20-5
86	嵯峨野小学校	右京区嵯峨野千代ノ道町53
87	御室小学校	右京区御室竪町19
88	宇多野小学校	右京区宇多野上ノ谷8
89	花園小学校	右京区花園車道町1
90	高雄小学校	右京区梅ヶ畑奥殿町15
91	太秦小学校	右京区太秦奥殿町1-1
92	南太秦小学校	右京区太秦前ノ田町22
93	安井小学校	右京区太秦安井柳通町15
94	西院小学校	右京区西院春日町3-1
95	山ノ内小学校	右京区山ノ内山ノ下町22
96	梅津小学校	右京区梅津中村町38
97	梅津北小学校	右京区梅津開々町16
98	西京極小学校	右京区西京極芝ノ下町31
99	西京極西小学校	右京区西京極藪開町4-1
100	葛野小学校	右京区西京極葛野町2
101	川岡小学校	西京区川島滑樋町14
102	川岡東小学校	西京区下津林東大般若町44
103	檜原小学校	西京区檜原三宅町24
104	松尾小学校	西京区松尾井戸町32
105	嵐山東小学校	西京区嵐山東海道町46
106	松陽小学校	西京区御陵北山下町15
107	桂小学校	西京区桂巽町75-5
108	桂徳小学校	西京区桂徳大寺南町2
109	桂川小学校	西京区桂上野西町274
110	桂東小学校	西京区桂市ノ前町31
111	大枝小学校	西京区大枝塚原町4-44
112	桂坂小学校	西京区御陵大枝山町二丁目1-52
113	新林小学校	西京区大枝西新林町四丁目4
114	境谷小学校	西京区大原野西境谷町三丁目5
115	上里小学校	西京区大原野上里南ノ町300
116	大原野小学校	西京区大原野灰方町439
117	深草小学校	伏見区深草西伊達町82-3
118	稲荷小学校	伏見区深草開土町12-1
119	藤ノ森小学校	伏見区深草石橋町11-2
120	藤城小学校	伏見区深草大亀谷五郎太町37
121	砂川小学校	伏見区深草ケナサ町25-5
122	竹田小学校	伏見区竹田桶ノ井町8-2
123	桃山小学校	伏見区桃山町本多上野107
124	桃山東小学校	伏見区桃山町伊庭12
125	桃山南小学校	伏見区桃山町大島38-109
126	醍醐小学校	伏見区醍醐東大路31-1
127	池田小学校	伏見区醍醐鍵尾町17
128	池田東小学校	伏見区醍醐多近田町2-2
129	春日野小学校	伏見区日野田中町31
130	日野小学校	伏見区日野谷寺町78
131	醍醐西小学校	伏見区醍醐川久保町1
132	北醍醐小学校	伏見区醍醐片山町11
133	伏見板橋小学校	伏見区下板橋町610
134	伏見南浜小学校	伏見区丹後町142
135	伏見住吉小学校	伏見区住吉町455
136	下鳥羽小学校	伏見区下鳥羽長田町203
137	横大路小学校	伏見区横大路草津町54-1
138	納所小学校	伏見区納所妙徳寺1
139	向島小学校	伏見区向島善阿弥町2-3
140	向島藤の木小学校	伏見区向島藤ノ木町82-5
141	神川小学校	伏見区久我東町60-2
142	久我の杜小学校	伏見区久我東町209

No.	学校名	住 所
143	羽束師小学校	伏見区羽束師菱川町640
144	明親小学校	伏見区淀池上町106
145	美豆小学校	伏見区淀美豆町1244
146	加茂川中学校	北区紫竹上長目町5
147	西賀茂中学校	北区西賀茂円峰2-26
148	旭丘中学校	北区紫野東蓮台野町1
149	衣笠中学校	北区衣笠衣笠山町2
150	烏丸中学校	上京区烏丸通上立売上る相国寺門前町647-23
151	上京中学校	上京区一条通室町西入東日野殿町395・396合地
152	嘉楽中学校	上京区今出川通千本東入般舟院前町148
153	二条中学校	上京区竹屋町通千本東入主税町911
154	北野中学校	中京区西ノ京中保町1-4
155	朱雀中学校	中京区壬生中川町20-1
156	京都御池中学校	中京区柳馬場通御池上る虎石町45-3
157	中京中学校	中京区西ノ京北聖町51
158	松原中学校	中京区壬生相合町1
159	西ノ京中学校	中京区西ノ京永本町7-1
160	西京高等学校附属中学校	中京区西ノ京東中合町1
161	洛風中学校	中京区姉小路通東洞院東入墨華院前町706-3
162	下京中学校	下京区楊梅通新町東入蛭子町120-1
163	七条中学校	下京区西七条御領町32
164	洛友中学校	下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51-2
165	八条中学校	南区唐橋門脇町35
166	九条中学校	南区西九条南小路町1
167	洛南中学校	南区吉祥院落合町31
168	久世中学校	南区久世殿城町481-1
169	岡崎中学校	左京区岡崎東天王町1
170	高野中学校	左京区田中上古川町25
171	下鴨中学校	左京区下鴨泉川町40-1
172	近衛中学校	左京区吉田近衛町26-53
173	修学院中学校	左京区一乗寺御祭田町2
174	洛北中学校	左京区岩倉忠在地町823
175	山科中学校	山科区東野八反畑町50-1
176	勸修中学校	山科区勸修寺平田町92
177	大宅中学校	山科区大宅山田113
178	安祥寺中学校	山科区西野今屋敷町9-6
179	音羽中学校	山科区大塚野溝町86
180	花山中学校	山科区北花山横田町27-1
181	蜂ヶ岡中学校	右京区嵯峨野開町1-1
182	太秦中学校	右京区太秦多敷町14-144
183	嵯峨中学校	右京区嵯峨新宮町63-2
184	四条中学校	右京区西院日照町1
185	西京極中学校	右京区西京極宮ノ東町1
186	梅津中学校	右京区梅津北川町34
187	西院中学校	右京区西院矢掛町5
188	双ヶ丘中学校	右京区花園岡ノ本町4-13
189	桂中学校	西京区上桂森上町26
190	松尾中学校	西京区松室中溝町101
191	桂川中学校	西京区下津林東大般若町43
192	櫻原中学校	西京区櫻原蛸田町11
193	大枝中学校	西京区御陵大枝山町二丁目1-91
194	洛西中学校	西京区大原野西境谷町二丁目8
195	大原野中学校	西京区大原野上里南ノ町18
196	深草中学校	伏見区深草西伊達町1-4
197	藤森中学校	伏見区深草池ノ内町55
198	桃山中学校	伏見区桃山水野左近東町19
199	伏見中学校	伏見区御駕籠町97
200	神川中学校	伏見区羽束師菱川町741
201	醍醐中学校	伏見区醍醐岸ノ上町21
202	春日丘中学校	伏見区日野谷寺町50
203	栗陵中学校	伏見区醍醐池田町17-1
204	桃陵中学校	伏見区桃陵町1-1
205	向島東中学校	伏見区向島吹田河原町138
206	洛水中学校	伏見区横大路竜ヶ池31
207	大淀中学校	伏見区淀下津町257-7
208	凌風小中学校	南区東九条下殿田町56
209	大原小中学校	左京区大原来迎院町22
210	花背小中学校	左京区花背大布施町797
211	開晴小中学校	東山区六波羅裏門通東入多門町155
212	東山泉小中学校(西学舎)	東山区大和大路通七条下る5下池田町527
213	東山泉小中学校(東学舎)	東山区泉涌寺山内町5
214	宕陰小中学校	右京区嵯峨越畑南ノ町32-2

No.	学校名	住 所
215	京都京北小中学校	右京区京北周山町中山51
216	洛西陵明小中学校	西京区大枝南福西町1丁目7
217	栄桜小中学校	伏見区小栗栖森本町47-4
218	向島秀蓮小中学校	伏見区向島二ノ丸町151-28
219	北総合支援学校	上京区堀川通寺之内上る2丁目下天神町650-1
220	北総合支援学校中央分校	下京区油小路通仏光寺下る太子山町602番地の1
221	白河総合支援学校	左京区岡崎東福ノ川町9-2
222	東山総合支援学校	東山区東大路渋谷下る妙法院前側町441
223	東総合支援学校	山科区大塚高岩3
224	鳴滝総合支援学校	右京区音戸山山ノ茶屋町9-2
225	西総合支援学校	西京区大枝北沓掛町1丁目21-21
226	呉竹総合支援学校	伏見区桃山福島太夫北町52
227	桃陽総合支援学校	伏見区深草大亀谷岩山町48-1
228	学校事務支援室	中京区西ノ京東中合町1

電子計算機による事務処理等（システム開発・保守） の委託契約に係る共通仕様書

（総則）

第1条 この電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

第2条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあつては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、委託業務の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。

2 乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。

- (1) 契約目的物
- (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
- (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

第5条 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

第6条 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

第7条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
- 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

第10条 乙は、システムフローチャート、入出力帳票設計書、ファイル設計書、プログラム説明書、プログラムフローチャート、プログラムリスト、コードブックその他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、データ保管室その他の作業場所（以下「電

子計算機室等」という。)を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 3 乙は、甲の電子計算機室等を使用する場合は、甲に対し委託業務の履行に着手する前に、甲の電子計算機を使用する作業責任者及び作業従事者の氏名、業務内容及び従事期間を届け出なければならない。また、甲の電子計算機を使用しなくなった作業責任者及び作業従事者の氏名、理由を届け出なければならない。
- 4 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 5 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 6 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
 - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 7 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 8 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。
- 9 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 10 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 11 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 13 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第8条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。
- 14 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼ

した損害を含む。以下同じ。)を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(データ等の廃棄)

第 11 条 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
- (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
- (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

(監督)

第 12 条 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

(事故の発生の通知)

第 13 条 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

第 14 条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還

しなければならない。

- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（検査の立会い及び引渡し）

第 15 条 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 2 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 3 乙は、契約書第 4 条第 1 項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しを完了したものとする。

（契約の解除）

第 16 条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。

- 3 乙は、第 1 項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 17 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第 18 条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第 15 条第 3 項の規定による引渡しを受けた日から 2 年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第 15 条第

3 項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（作業実施場所における機器）

第 19 条 委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。